

○国家公務員宿舎事務取扱準則

昭和 34 年 3 月 6 日
大蔵省訓令特第 6 号

改正	昭和39年 4 月19日大蔵省訓令特第 4 号	
	同 40年 7 月31日同	第 7 号
	同 41年 3 月25日同	第 4 号
	同 43年11月26日同	第14号
	同 44年 3 月29日同	第 3 号
	同 44年10月 9 日同	第16号
	同 46年 1 月20日同	第 2 号
	同 46年 7 月 5 日同	第14号
	同 56年 4 月 1 日同	第17号
	同 59年 9 月21日同	第21号
	同 60年12月21日同	第27号
	平成元年 4 月 1 日同	第 3 号
	同 5 年 6 月30日同	第11号
	同 12年12月14日同	第21号
	同 13年 3 月16日財務省訓令	第20号
	同 25年 4 月 1 日同	第 4 号
	同 26年 3 月27日同	第 2 号
	同 30年 2 月16日同	第 2 号
	令和 2 年12月18日同	第 1 号

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条～第 3 条)
- 第 2 章 宿舎の総括 (第 4 条～第 9 条)
- 第 3 章 宿舎の設置 (第10条～第12条)
- 第 4 章 合同宿舎の維持及び管理 (第13条～第17条)
- 第 5 章 雑則 (第18条～第20条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この訓令は、国家公務員宿舎法 (昭和 24 年法律第 117 号。以下「法」という。) 及びこれに基く命令の規定による宿舎の総括及び設置並びに合同宿舎の維持及び管理に関する事務を適正に処理するため、財務局長又は福岡財務支局長 (以下「財務局長等」という。) に行わせる事務の取扱について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この訓令において「独立行政法人」、「職員」、「宿舎」、「各省各庁」、「各省各庁の長」、

「宿舍の種類」、「省庁別宿舍」、「転用」、「官署」、「合同宿舍」、「設置計画」又は「宿舍の廃止」とは、法第2条、第3条、第4条第2項、第5条、第8条又は第13条の2第1号に規定する独立行政法人、職員、宿舍、各省各庁、各省各庁の長、宿舍の種類、省庁別宿舍、転用、官署、合同宿舍、設置計画又は宿舍の廃止をいう。

- 2 この訓令において「書面等」、「電磁的記録」、「申請等」、「処分通知等」又は「作成等」とは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条に規定する書面等、電磁的記録、申請等、処分通知等又は作成等をいう。

（財務事務所長等への事務の委任）

第3条 財務局長等は、この訓令の規定により財務局長等が行うこととされた宿舍の総括及び設置並びに合同宿舍の維持及び管理に関する事務の一部を財務事務所長、財務局出張所長、福岡財務支局出張所長及び財務事務所出張所長に取り扱わせることができる。

- 2 財務局長等は、前項の規定により宿舍の総括及び設置並びに合同宿舍の維持及び管理に関する事務の一部を委任しようとする場合には、委任しようとする事務の範囲その他必要な事項を明らかにした準則を定めなければならない。

- 3 財務局長等は、前項の準則を定め、又はこれを変更しようとする場合には、あらかじめ、財務大臣の承認を受けなければならない。ただし、この訓令が改正された場合において、当該改正に伴い準則の一部を変更しようとするときは、この限りでない。

- 4 財務局長等は、前項ただし書の規定に該当する変更を行つた場合においては、遅滞なく、変更された準則の写を財務大臣に送付しなければならない。

第2章 宿舍の総括

（資料等による調査及び実地監査）

第4条 財務局長等は、必要があると認めるときは、法第7条第1項又は第2項の規定により、各省各庁の長の委任を受けた官署の長（以下「官署の長」という。）に対し、当該官署における職員（当該官署の長が、当該各省各庁の長から独立行政法人の事業所の職員に関する事務の委任を受けた場合には、当該独立行政法人の事業所における職員を含む。）の住宅事情に関する資料を求め、又は当該官署の長が維持及び管理を行う省庁別宿舍について、その状況に関する報告を求め、若しくは部下の職員に実地監査を行わせることができる。

- 2 財務局長等は、前項の規定により官署の長から資料若しくは報告を受けた場合又は当該官署の省庁別宿舍について部下の職員に実地監査を行わせた場合において、必要があると認めるときは、官署の長に是正を求めるための通知その他の処理をしなければならない。

- 3 財務局長等は、前項の規定による処理をする場合において、その事案が特に重要なもの又は異例に属するものであるときは、意見を付して、あらかじめ、財務大臣の指示を受けなければならない。

- 4 財務局長等は、第1項の規定により官署の長が維持及び管理を行う省庁別宿舍について、部下の職員に実地監査を行わせた場合には、その結果について、別に定めるところにより、財務大臣に報告しなければならない。

- 5 財務局長等は、第1項及び第2項の規定による処理をした場合には、帳簿を備えて、こ

れに必要な記録をしておかなければならない。

(宿舎設置要求に関する報告)

第5条 財務局長等は、法第4条第1項の規定により毎会計年度設置すべき宿舎について、官署の長に対して宿舎設置に関する資料の提出を求め、必要な調整を加えて、合同宿舎及び省庁別宿舎の別に国家公務員宿舎法施行令（昭和33年政令第341号。以下「令」という。）第6条第1項各号に掲げる事項を、前年度の11月30日までに財務大臣に報告しなければならない。

(設置計画の変更及びその通知)

第6条 財務局長等は、次の各号に掲げる事務を処理することができる。ただし、財務大臣が特に指定するものを除く。

- 一 交換、寄附又は転用の方法により設置する宿舎に係る設置計画の変更及びその変更の内容の通知
- 二 法第4条第2項第2号の規定に基づき建設、購入又は借受けの方法により設置する宿舎に係る設置計画の変更及びその変更の内容の通知
- 三 宿舎の貸与を受けるべき職員の官職（職務の級）等又は設置地のみに係る設置計画の変更（前2号に掲げるものを除く。）及びその変更の内容の通知

2 財務局長等は、前項の規定により必要な処理をしようとする場合において、その事案が特に重要なもの又は異例に属するものであるときは、意見を付して、あらかじめ、財務大臣の指示を受けなければならない。

3 財務局長等は、第1項の規定により設置計画の変更をした場合には、その変更の内容につき当該年度分をとりまとめ、翌年度5月31日までに財務大臣に報告しなければならない。

第7条 財務局長等は、設置計画を変更する必要があると認めるときは、その都度、財務大臣に意見を進達しなければならない。ただし、前条第1項に規定するもの（前条第2項に規定するものを除く。）を除く。

(協議事項の処理)

第8条 財務局長等は、次の各号に掲げる協議を受けて必要な処理をすることができる。ただし、財務大臣が特に指定するものを除く。

- 一 令第2条又は第9条の規定による協議
- 二 法第13条の2の規定による協議
- 三 国家公務員宿舎法施行規則（昭和34年大蔵省令第10号。以下「規則」という。）第16条第3項又は第4項の規定による協議

2 財務局長等は、前項の規定により必要な処理をしようとする場合において、その事案が特に重要なもの又は異例に属するものであるときは、意見を付して、あらかじめ、財務大臣の指示を受けなければならない。

3 財務局長等は、第1項の規定による処理をした場合には、帳簿を備えて、これに必要な記録をしておかなければならない。

(報告事項の処理)

第9条 財務局長等は、次に掲げる書類の送付を受けてこれを審査し、かつ、整理するものとする。

- 一 規則第 25 条第 2 項に規定する訴状の写
 - 二 規則第 30 条に規定する宿舍の滅失、損傷等に関する報告書
- 2 財務局長等は、前項第 2 号に掲げる報告書の送付を受けた場合には、その報告の内容につき当該年度分をとりまとめ、翌年度 5 月 31 日までに財務大臣に報告しなければならない。
- 3 前条第 3 項の規定は、第 1 項の書類の整理について準用する。

第 3 章 宿舍の設置

(設置に関する事務の処理)

第 10 条 財務局長等は、特に指定するものを除き、法第 4 条第 1 項の規定により設置すべき管轄区域(九州財務局にあつては、福岡財務支局の管轄区域以外の管轄区域。以下同じ。)内の宿舍の設置に関する事務を処理するものとする。

(省庁別宿舍の引継ぎ)

第 11 条 財務局長等は、建設又は購入の方法による省庁別宿舍の設置を完了したときは、財産の国有財産台帳記載事項その他参考となるべき事項を記載した宿舍の引継ぎに関する証書に必要な図面その他の関係書類を添附して、遅滞なく、その引継ぎを行わなければならない。

(進ちよく状況の報告)

第 12 条 財務局長等は、建設又は購入の方法による宿舍の設置について、毎年度の四半期末日における契約済額、残高、工事進ちよく率及び工期その他参考となるべき事項を、当該四半期経過後速やかに、財務大臣に報告しなければならない。

第 4 章 合同宿舍の維持及び管理

(通則)

第 13 条 財務局長等は、管轄区域内の合同宿舍の維持及び管理を行うものとする。ただし、財務大臣が特に指定するものを除く。

(貸与)

第 14 条 財務局長等は、合同宿舍を貸与しようとするときは、官署の長に対し、当該宿舍の貸与を受けさせようとする職員から提出させた規則第 8 条に規定する宿舍の貸与を受けたい旨の申請書を添付した合同宿舍貸与に関する要求書の提出を求めなければならない。

- 2 財務局長等は、合同宿舍の貸与を承認したときは、その宿舍の貸与を受ける職員に対し、官署の長を経由して規則第 9 条に規定する宿舍の貸与についての承認書を交付しなければならない。

(転任等の通報)

第 15 条 財務局長等は、合同宿舍の貸与を受けた職員が次の各号の一に該当することとなつた場合及び当該職員に支給される報酬から使用料に相当すべき金額を控除すべき支出官、資金前渡官吏、繰替払等出納官吏又はこれらに準ずるものに異動が生じた場合(次の各号の一に該当する場合を除く。)は、直ちに当該職員の勤務する官署の長(当該職員が独立行政法人の職員の場合には、法第 7 条第 2 項の規定により当該独立行政法人を所管する各省各庁の長の委任を受けた官署の長)からその旨通報を求めなければならない。

- 一 当該職員が法第18条第1項第1号から第3号までに掲げる事項に該当したとき又はその他の理由により当該宿舎を退去したとき。
 - 二 当該職員が規則第16条第1項に規定する官職（当該職員が独立行政法人の職員の場合には、官職に準ずるものを含む。以下同じ。）にある場合において当該官職を離れることとなつたとき（前号に該当する場合を除く。）。
 - 三 当該職員が他の官署に勤務することとなつたとき（前2号に該当する場合を除く。）。
- （承認又は指示を受けるべき事項）

第16条 財務局長等は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に掲げる申請書に必要な図面その他の関係書類を添付して、あらかじめ、財務大臣の承認を受けなければならない。

- 一 合同宿舎について宿舎の廃止をしようとする場合で、その事案が特に重要なもの又は異例に属するものであるとき 令第10条各号に掲げる事項を記載した申請書
- 二 合同宿舎を省庁別宿舎とし、又は省庁別宿舎を合同宿舎としようとする場合で、その事案が特に重要なもの又は異例に属するものであるとき 令第11条第1号に掲げる事項及びこれらの措置を執ろうとする理由を記載した申請書
- 三 合同宿舎について規則第19条第1項の規定を適用しようとするとき 同条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書
- 四 合同宿舎について規則第25条の規定により明渡しのための訴の提起をしようとするとき（法第18条第1項第1号又は第2号に掲げる事由による場合を除く。） 訴状に記載しようとする事項その他参考となるべき事項を記載した申請書

- 2 財務局長等は、合同宿舎につき規則第16条第1項の規定を適用しようとする場合において、その事案が特に重要なもの又は異例に属するものであるときは、意見を付して、あらかじめ、財務大臣の指示を受けなければならない。

（報告事項）

第17条 財務局長等は、次の各号に掲げる報告書をそれぞれ当該各号に掲げる期日までに財務大臣に送付しなければならない。

- 一 毎年9月1日現在における合同宿舎の状況を明らかにした規則第32条第2項の規定に基づき財務大臣の定める様式に準じて作成した報告書 同年9月30日
- 二 法第18条第1項第1号及び第2号に掲げる事由により提起した合同宿舎明渡の訴又は合同宿舎の管理に関して生じた紛争その他の事件の内容を明らかにした合同宿舎争訟等報告書 当該訴訟提起又は紛争発生後1月を経過した日

第5章 雑則

（電磁的記録による作成等）

第18条 この訓令の規定に基づき財務大臣、財務局長等又は官署の長が作成等を行う書面等については、当該書面等に係る電磁的記録により作成等を行うことができる。

- 2 前項の規定により電磁的記録による作成等を行うときは、財務大臣、財務局長等又は官署の長の使用に係る電子計算機を使用し、当該書面等に記載すべき事項を記録して行うものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第19条 この訓令の規定に基づき財務局長等が書面等により財務大臣に対し申請等を行うとき又は官署の長が書面等により財務局長等に対し申請等を行うときは、当該財務局長等又は当該官署の長は、当該申請等につき電子情報処理組織（財務大臣の使用に係る電子計算機と当該財務局長等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織又は財務局長等の使用に係る電子計算機と当該官署の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。

- 2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行うときは、前条の規定により作成等が行われた電磁的記録をもつて行うものとする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第20条 この訓令の規定に基づき財務大臣が書面等により財務局長等に対し処分通知等を行うとき又は財務局長等が書面等により官署の長に対し処分通知等を行うときは、財務大臣又は当該財務局長等は、当該処分通知等につき電子情報処理組織を使用して行うことができる。

- 2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、第18条の規定により作成等が行われた電磁的記録をもつて行うものとする。